

教育委員会 平成 26 年度 9 月臨時会の概要

○日時 平成 26 年 9 月 29 日 (月)
9 時 30 分開会 9 時 42 分閉会

○場所 鎌倉市役所 822 会議室

○出席委員 山田委員長、齋藤委員、安良岡教育長

○傍聴者 0 人

○本日審議を行った案件

1 議案第 22 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 9 月臨時会を開会する。

下平委員、朝比奈委員から本日の会議を欠席する旨の届出があったので報告する。

本日の会議録署名委員を齋藤委員にお願いする。

1 議案第 22 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

日程の 1 議案第 22 号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

規則改正の内容だが、人事・給与制度の改正で「鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を制定することに伴い、鎌倉市事務分掌規則が改正される。それにあわせ、鎌倉市教育委員会事務分掌規則を一部改正するものである。

議案集 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

変更箇所はアンダーラインで表示している。

3 ページ左の表、第 5 条第 2 項の 3 行目「主査、副主査」を、右側の表にあるとおり「業務主事」に改める。これと同様の改正が、全部で 11 ヶ所ある。5 ページ、第 7 条第 4 項第 2 号。6 ページ、同条第 5 項第 5 号。7 ページ、第 10 条第 4 項第 2 号及び同条第 5 項第 4 号。8 ページ、第 11 条第 3 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号。9 ページ、第 12 条第 4 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号。10 ページ、第 14 条第 4 項第 2 号。11 ページ、同条第 5 項第 4 号の、全部で 11 ヶ所の改正となる。

戻って 4 ページ、第 6 条第 6 号中「課の事務を掌理し」とあるものを、「課の事務を掌理又

は分担掌理し」に改める。同条第 13 号及び第 14 号については、「主査・副主査」の職名を「主事」に集約し、同条第 17 号とともに、下線部分を記載のとおり改める。第 14 号については、「特命の事務」を追加する。

なお、同条第 16 号については、文言整理を行うものである。

この規則は、公布の日から施行する。

(質問・意見)

齋藤委員

この改正について、組合の反応はいかがか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

ご指摘のとおり、提案をした新たな人事・給与制度だと、特に技能労務職が 5 級、4 級の人が 3 級に変更ということで、給与が激減する。当初、激変緩和措置を設けて提案したところ、市議会でこれについて意見が出され、修正案として激変緩和措置をなくす形で再度提案した。激変緩和措置がなしという形となった。

今度の対応については、この制度改正の所管課である職員課と組合の交渉となると思われるが、今の段階では今後の予定は聞いていない。推移を見守る状況である。今回の規則改正については、この条例の内容に変更があったことについては影響を及ぼすものではなく、制度改正にともなって条例が変わり、それを受けて鎌倉市の事務分掌規則が変更になり、同じような規則を教育委員会でも持っているため、併せて改正するものである。

(採決の結果、議案第 22 号は原案どおり可決された)

山田委員長

以上で、本日の日程は、全て終了した。

これをもって、9 月臨時会を閉会する。